

計画作成年度	令和4年度
計画主体	青森県弘前市

弘前市鳥獣被害防止計画

令和5年3月20日作成

<連絡先>

担当部署名 弘前市農林部農村整備課
所在地 青森県弘前市大字上白銀町1番地1
電話番号 0172-40-4155
FAX番号 0172-32-3432
メールアドレス nouson@city.hirosaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンザル、カラス、アライグマ、カルガモ、ノウサギ、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、ムクドリ、ヒヨドリ、ハタネズミ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	青森県弘前市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（ツキノワグマ・アライグマは令和元年度～令和3年度の平均、その他は令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ツキノワグマ (弘前市全域)	果樹（リンゴ、オウトウ、モモ） 野菜（スイカ、トウモロコシ）	7,663千円、2.16 h a
ニホンザル (弘前市全域)	果樹（リンゴ、オウトウ、モモ） 野菜（トウモロコシ）	5,350千円、1.31 h a
カラス (弘前市全域)	果樹（リンゴ、オウトウ）	2,393千円、0.56 h a
アライグマ (弘前市全域)	野菜（スイカ、トウモロコシ）	310千円、0.11 h a
カルガモ (弘前市全域)	水稲	145千円、0.10 h a
ノウサギ (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	—
ニホンジカ (弘前市全域)	—	—
イノシシ (弘前市全域)	—	—
ハクビシン (弘前市全域)	—	—
ヒヨドリ (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	—
ムクドリ (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	—
ハタネズミ (弘前市全域)	果樹（リンゴ）	—
合計		15,861千円、4.24 h a

(2) 被害の傾向

①ツキノワグマ

被害は清水地区、千年地区、東目屋地区、裾野地区、石川地区、岩木地区、相馬地区と広範囲に渡り、5月頃から園地やその周辺地域に出没し、農作業等に支障を及ぼすほか、7月頃からモモをはじめとした果樹の食害、8月からリンゴを中心に食害が発生し、リンゴ樹の枝折れ等の被害も見られる。スイカやトウモロコシ等の野菜の食害は、収穫時期に多く発生している。また、ブナの実など堅果類を含む主要な餌資源の凶作時に、被害の増大が懸念される。

②ニホンザル

被害は清水地区、千年地区、東目屋地区、石川地区、岩木地区、相馬地区と広範囲に渡り、3月頃からリンゴの芽の食害、5月頃からリンゴ樹の枝折れや定植した野菜の苗等の引き抜き、6月頃からオウトウの食害、7月頃からモモの食害、8月頃からリンゴの食害及びトウモロコシなどの野菜の食害が発生している。また、近年は、住宅地付近への出没も報告されており、人的被害の発生も危惧される。

③カラス

被害は市内のリンゴ園等全域に広がり、6月頃からリンゴに掛けた袋の剥ぎ取りやオウトウの食害が発生し、8月以降はリンゴを主とした果実の食害が多く発生している。

④アライグマ

被害は市内のほぼ全域に広がり、7月から9月にかけてスイカやトウモロコシなどへの食害が発生している。また、建物への侵入による被害も発生している。

⑤カルガモ

被害は水田地帯全域に広がり、田植後の5月頃から苗の抜き取りや攪拌による活着阻害が発生し、水稻の生育に影響を与えている。

⑥ノウサギ

被害は市内の農村部全域に広がり、積雪時にリンゴ樹の枝や芽の食害が発生している。

⑦ニホンジカ

農作物への被害は確認できていないが、目撃情報が報告されていることから、農林業への被害が懸念される。

⑧イノシシ

堀越地区、石川地区、千年地区で目撃情報が報告されており、また、小規模ではあるが野菜の食害が発生していることから、被害の拡大が懸念される。

⑨ハクビシン

農作物への被害は少ないが、市内の広範囲で生息が確認されており、今後、被害の拡大が懸念される。

⑩ヒヨドリ

リンゴへの被害は報告されているが、被害の実態が把握できていない。今後、被害の拡大が懸念される。

⑪ムクドリ

リンゴへの被害は報告されているが、被害の実態が把握できていない。今後、被害の拡大が懸念される。

⑫ハタネズミ

被害は山間部を中心に、冬期間にリンゴ樹の樹皮や根の食害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

①ツキノワグマ

指標	現状値 (令和元年度～令和3年度平均)	目標値 (令和7年度)
被害金額	7, 663 千円	5, 364 千円
被害面積	2. 16 ha	1. 51 ha

②ニホンザル

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	5, 350 千円	3, 745 千円
被害面積	1. 31 ha	0. 91 ha

③カラス

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	2, 393 千円	1, 675 千円
被害面積	0. 56 ha	0. 39 ha

④アライグマ

指標	現状値 (令和元年度～令和3年度平均)	目標値 (令和7年度)
被害金額	310千円	217千円
被害面積	0.11ha	0.08ha

⑤カルガモ

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	145千円	101千円
被害面積	0.10ha	0.07ha

⑥ノウサギ

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑦ニホンジカ

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑧イノシシ

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑨ハクビシン

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑩ヒヨドリ

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑪ムクドリ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑫ハタネズミ

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	—	—
被害面積	—	—

⑬計

指標	現状値（一年度）	目標値（令和7年度）
被害金額	15,861千円	11,102千円
被害面積	4.24ha	2.96ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>(1) 捕獲体制の整備 ○ハンターの育成・確保 ・狩猟免許等の新規取得支援 ・初心者向け射撃講習会の実施</p> <p>(2) 捕獲機材の導入・捕獲活動の推進 ○捕獲機材の導入・管理 ○サル行動域調査及び大型檻の導入による多頭数捕獲 ○有害鳥獣捕獲活動団体の活動推進 ○実施隊等による銃器やわなによる捕獲、巡視活動の実施 ○サル捕獲報奨金の交付</p>	<p>(1) 捕獲体制の整備 ・ハンターの減少、高齢化 ・スキルアップの場の不足 ・地域ごとのハンター数の偏在</p> <p>(2) 捕獲機材の導入・捕獲活動の推進 ・経年劣化等による捕獲機材の更新 ・大型檻の効率的・効果的な運用 ・近隣市町村との連携</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>(3) 侵入防止電気柵の設置・管理</p> <p>(4) 追払い活動 ○ロケット花火等による追払い</p>	<p>(3) 侵入防止電気柵の設置・管理 ・設置や撤去に係る労力負担 ・経年劣化等による電気柵の更新</p> <p>(4) 追払い活動 ・花火等の連続使用による慣れ(サル)</p>
生息環境管理その他の取組	<p>(5) 生息環境管理 ○放任園対策の実施 ○遊休農地対策の実施</p> <p>(6) 鳥獣の習性、被害防止技術に係る知識の普及 ○アライグマ被害防除講習会の実施 ○動物駆逐用煙火消費保安講習会の実施</p>	<p>(5) 生息環境管理 ・農業従事者の減少や高齢化等による放任園や遊休農地の増加 ・対策に係る費用や労力面での負担 ・収穫残渣や放任果樹による野生鳥獣への無意識の餌付け</p> <p>(6) 鳥獣の習性、被害防止技術に係る知識の普及 ・地域住民への正しい知識と技術の更なる普及</p>

(5) 今後の取組方針

区分	取組方針
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>(1) 捕獲体制の整備に関する取組</p> <p>○ハンターの育成・確保 新規ハンターは毎年一定程度育成されているものの、ハンターの減少や高齢化が進展していることから、受講者の状況や目的に応じた各種研修等を体系的に実施。</p> <p><すそ野の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けセミナー等によるハンター候補者の掘り起こし <p><狩猟免許取得者の拡大></p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許等の新規取得支援による新規ハンターの育成 ・他の業務で銃を扱う自衛隊員等の参入に向けた働きかけ <p><ハンターのスキルアップ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・射撃講習会による若手・中級ハンターの育成・技術向上 <p>○地域ぐるみによる捕獲体制の確立 ハンターの負担軽減を図るため、地域ぐるみによる捕獲体制の構築を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域農業者等とハンターとの協働による地域ぐるみでの駆除活動を後押し ・ハンターが少ない(いない)地域の駆除活動をサポートする仕組みの検討 <p>(2) 捕獲機材の導入・捕獲活動の推進に関する取組</p> <p>○捕獲機材の導入管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材の計画的更新・新規導入 <p>○サル行動域調査及び大型檻の導入による多頭数捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT機器等を活用した見回り作業等の省力化 ・見直した運用方法の徹底による効率的・効果的な大型檻の有効活用 <p>○広域的な捕獲の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村をまたいで移動するサル等の広域的な捕獲について検討 <p>※その他の取組については、これまで講じてきた被害防止対策を継続実施</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>(3) 侵入防止電気柵の設置・管理に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の電気柵整備方針に基づく、戦略的・計画的な整備の推進 ・先進事例調査やメーカーへの相談等による電気柵設置作業の省力化の検討 ・電気柵資材が法定耐用年数を経過した地域における再整備の検討

	<p>(4) 追払い活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効果的な追払い活動の先進事例等の調査、研究
<p>生息環境管理 その他の取組</p>	<p>(5) 生息環境管理に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援事業等による放任園、遊休農地対策の実施 ・収穫残渣や放任果樹の適正処理に関する啓発 <p>(6) 鳥獣の習性、被害防止技術に関する知識の普及に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員や実施隊の研修受講による防除対策に関する正しい知識と技術の習得 ・職員や実施隊を講師とした地域住民向け講習会等による知識と技術の普及

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>猟友会捕獲隊</p>	<p>農林業者等からの依頼を受けて、市内で活動する猟友会員により組織される各地区の班を本計画に基づく捕獲隊とし、有害鳥獣の捕獲を行う。</p>
<p>弘前市鳥獣被害対策実施隊</p>	<p>青森県猟友会中弘支部会員、青森県猟友会大鱈支部会員及び弘前市農林部農村整備課職員のうち、市が指定する対象鳥獣の捕獲に積極的に取り組むことが見込まれる者を弘前市鳥獣被害対策実施隊に任命又は指名する。</p> <p>実施隊員のうち、狩猟免許を所持する隊員は鳥獣被害防止特別措置法第9条に定める対象鳥獣捕獲員として位置付ける。</p> <p>農作物等に被害を及ぼすニホンザルを捕獲するための箱わなの管理等を行う巡視員を雇用する。</p> <p>ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ及びイノシシの捕獲はわな又はライフル銃以外の猟銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。</p>
<p>アライグマ捕獲体制</p>	<p>市民からの依頼を受けたアライグマ等の捕獲業務を公益社団法人シルバー人材センターへ委託する。</p> <p>弘前市アライグマ被害防除実施計画における適切な知識及び技術を有していると認められる者を捕獲従事者として認定する。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ツキノワグマ ニホンザル カラス アライグマ カルガモ ノウサギ ニホンジカ イノシシ ハクビシン ヒヨドリ ムクドリ ハタネズミ	<ul style="list-style-type: none"> ・ジビエや射撃体験など市民にハンター活動に関心を持ってもらうことを狙いとしたイベント等の開催 ・実施隊として有害鳥獣捕獲への協力等を条件とした新規狩猟免許等取得費の助成 ・射撃技術の維持・向上を目的とした初心者ハンター向けの射撃講習会及び中級者ハンター向けの射撃講習会の実施 ・市民や農協職員を対象としたアライグマ捕獲用箱わなの取扱いに関する講習会の実施 ・様々な媒体を活用した効果的・計画的な防除対策の周知

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方				
捕獲については、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」及び「弘前市アライグマ防除実施計画」に基づき、適正な捕獲を実施していく。				
対象鳥獣	捕獲実績			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均捕獲数
ツキノワグマ	79	24	62	55
ニホンザル	57	64	43	54
カラス	1,205	1,251	1,330	1,262
アライグマ	123	75	86	94
カルガモ	0	30	13	14
ノウサギ	—	—	—	—
ニホンジカ	—	—	1	0
イノシシ	—	—	—	—
ハクビシン	33	36	28	32
ヒヨドリ	—	—	—	—
ムクドリ	—	—	—	—
ハタネズミ	—	—	—	—
<p>・ツキノワグマ</p> <p>リンゴおよびトウモロコシの食害が多く発生しているため、農地周辺に連続して出没する個体の捕獲を行い、被害の減少を目指す。捕獲計画数は、直近3か年の平均捕獲数の55頭/年とする。</p>				

・ニホンザル

地域住民からの情報や行動域調査に基づき、農地周辺に出没する群れの追払いや捕獲により農作物被害の軽減を図るものとし、捕獲計画数は、直近3か年の平均捕獲数に準じて55頭/年とする。

・カラス

農村部ではカラスによるリンゴの食害やいたずらが深刻となっている。また、市街地では糞や騒音による問題が生じている。農作物被害は減少傾向にあるが、依然として被害額が多く、通年で捕獲し被害を軽減していく必要があるため、捕獲計画数は、前計画と同数の1,400羽/年とする。

・アライグマ

生息域の拡大を防ぐため、通年で捕獲を実施するが、スイカやトウモロコシへの食害が発生する収穫期(7月から9月頃)に重点的に実施し、可能な限りの捕獲を行う。

・カルガモ

近年は捕獲数、被害ともに減少傾向にあるが、依然として水稲への被害が発生しているため、田植終了後からの捕獲を実施する。捕獲計画数は、確実な被害軽減を図るために必要な最小数の捕獲を行う。

・ノウサギ

ノウサギの農作物被害はその年の降雪状況に左右され、豪雪の年は農作物被害が増加する傾向にあり、3月頃の積雪時を中心に捕獲を実施する。捕獲計画数は、農林業被害防止のため、必要最小数の捕獲を行う。

・ニホンジカ

農林業被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲を行う。

・イノシシ

農林業被害防止のため予察を含め、可能な限り捕獲を行う。

・ハクビシン

農作物被害防止のため、通年で可能な限りの捕獲を行う。

・ヒヨドリ

農作物被害防止のため、必要最小数の捕獲を行う。

・ムクドリ

農作物被害防止のため、必要最小数の捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ	55頭	55頭	55頭
ニホンザル	55頭	55頭	55頭
カラス	1,400羽	1,400羽	1,400羽
アライグマ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
カルガモ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ノウサギ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ニホンジカ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
イノシシ	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ハクビシン	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲	可能な限り捕獲
ヒヨドリ	必要最小数	必要最小数	必要最小数
ムクドリ	必要最小数	必要最小数	必要最小数

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ ツキノワグマ 被害の集中する農作物の収穫時期前に、被害の多い清水地区、千年地区、裾野地区、岩木地区、相馬地区を中心に、追払いを実施した上で、農地周辺に連続して出没する個体について銃器及び箱わなにより捕獲を行う。 ・ ニホンザル 被害の集中する農作物の収穫時期前に、被害の多い清水地区、千年地区、東目屋地区、石川地区、岩木地区、相馬地区を中心に、銃器、箱わな及び大型檻により捕獲する。 ・ カラス 銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を通年で実施する。銃器を使用できない地域では、わなによる捕獲を実施する。 ・ アライグマ 箱わなによる捕獲を通年で実施する。被害の集中する7月～9月には重点的に捕獲を行う。 ・ カルガモ 被害の集中する5月～8月に、銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。

<ul style="list-style-type: none"> ・ノウサギ 被害の集中する3月の積雪時に、銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。 ・ニホンジカ 東目屋地区、岩木地区、相馬地区をはじめ、目撃された地域で実施可能な銃器及びわなにより捕獲を実施する。 ・イノシシ 石川地区をはじめ、目撃された地域で実施可能な銃器及びわなにより捕獲を実施する。 ・ハクビシン 箱わなによる捕獲を通年で実施する。 ・ヒヨドリ 被害の集中する収穫期に、追払い活動とあわせて銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。 ・ムクドリ 被害の集中する収穫期に、追払い活動とあわせて銃器（ライフル銃を除く）による捕獲を行う。
--

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ及びイノシシの捕獲は、わな又はライフル銃以外の猟銃を基本とするが、これらの方法での捕獲が困難な個体については、射程が長く捕獲能力の高いライフル銃を使用する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし（権限移譲済み）	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ ニホンザル	電気柵 8,600m	電気柵 12,925m	電気柵 6,510m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ツキノワグマ ニホンザル	電気柵を良好な状態で管理するため、受益者に対し、漏電防止のための定期的な草刈やメンテナンスなど、取り扱いの指導を徹底する。		

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

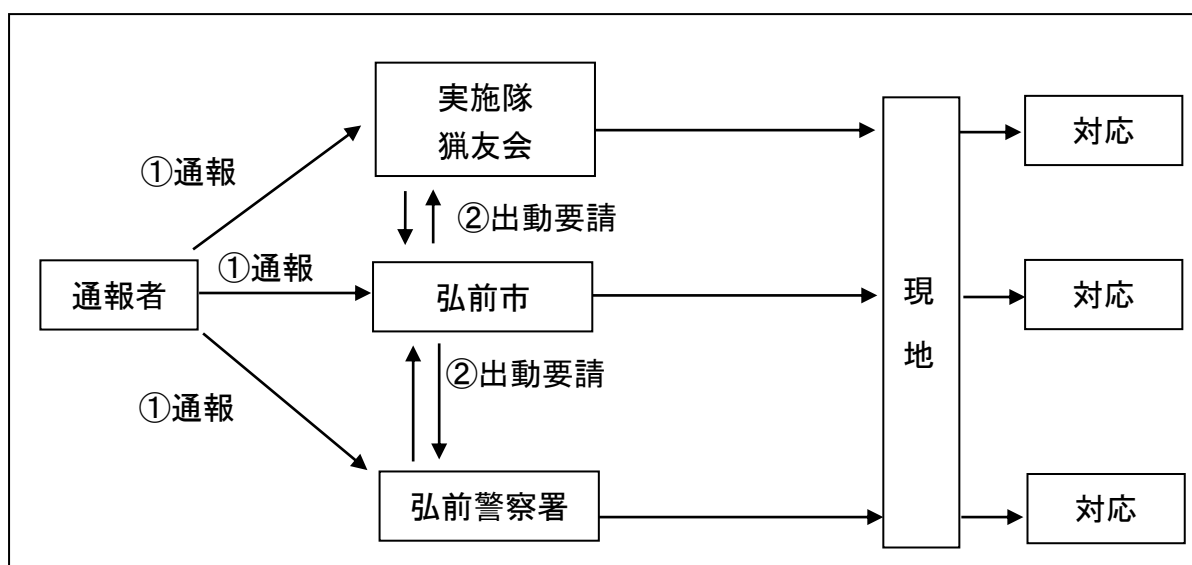
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	ツキノワグマ ニホンザル カラス アライグマ カルガモ ノウサギ ニホンジカ イノシシ ハクビシン ヒヨドリ ムクドリ ハタネズミ	<p>○生息環境管理に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地や放任園解消に向けた支援事業の実施 ・収穫残渣や放任果樹の適正管理に関する地域住民への啓発 <p>○鳥獣の習性、被害防止技術に関する知識の普及に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした有害鳥獣の習性や被害防除対策に係る講習会の開催 ・広報紙や市HPをはじめとした各種媒体を活用した鳥獣被害防除対策の周知

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
弘前市	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認等 ・防災無線や広報車による注意喚起 ・猟友会、弘前警察署、弘前市鳥獣被害対策実施隊への連絡 ・近隣施設等への情報提供 ・報道機関への情報提供
弘前警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認等 ・銃器等の取扱い指導、助言等
弘前市鳥獣被害対策実施隊 青森県猟友会中弘支部 青森県猟友会大鰐支部	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り、現場確認等 ・捕獲対応
弘前市鳥獣被害対策実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・見回り、現場確認等、緊急時の対応

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「青森県有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、捕獲現場で埋却するなど適正に処分し、学術研究等に利用できる場合は、研究機関等に提供する。

なお、捕獲した鳥獣の処理体制については、市廃棄物担当部局と連携し、捕獲者や廃棄物処理業者等の関係者に周知する。

また、弘前市鳥獣被害防止対策協議会の捕獲事業により捕獲された鳥獣は、協議会の構成員である弘前市等が廃棄物の排出者として適正に処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、食品としての利用に適さない又は捕獲数が少なく食品としての利用促進が困難であるため、上記7のとおり適切に処理する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	弘前市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
弘前市	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整
青森県中南地域県民局地域農林水産部	対象鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の指導・助言
つがる弘前農業協同組合	対象鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
津軽みらい農業協同組合	
相馬村農業協同組合	
青森県猟友会中弘支部	対象鳥獣関連情報の提供と、捕獲の実施

青森県猟友会大鱈支部	
東目屋地区農作物被害対策協議会	対象鳥獣関連情報の提供
一大地区鳥獣害被害対策協議会	
弘前射撃協会	射撃技術の向上等に係る指導・助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
弘前地方森林組合	対象鳥獣関連情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>弘前市鳥獣被害対策実施隊の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員は、市職員及び猟友会員より選出し、隊員119名で構成する（隊員数は令和4年8月31日現在）。 <p>弘前市鳥獣被害対策実施隊の活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止計画の実施に取り組むため、県等の関係機関と連携を密にする。 ・被害農家への啓発や防除方法の指導を行う。 ・有害鳥獣の捕獲及び追払い作業を行う。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<p>鳥獣対策に関する研修会等に協議会構成員が積極的に参加し、そこで得た有効な対策等の知識を被害地域の農家に普及啓発し、防止対策を一体となって推進していく。</p> <p>また、近隣市町村と連携を強化し、情報の共有化や協働による対策の検討を図る。</p>

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

対象鳥獣の捕獲等に関して、隣接する市町村や関係機関等と連携を図る。
